

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況（訂正前）

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成31年1月18日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	理事会への欠席が続く理事が見受けられる。については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお理事会への欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。（審査基準第3の1の(3)）	出席可能な日程の調整を行うとともに、理事の次期改選（平成31年6月開催の定時評議員会）にあわせ、出席していただける理事を選任する。
2	貴法人において、一部の役員の就任承諾書等が未徴収のままとなっている。法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うため、評議員会により選任された者が就任を承諾することで、その時点から理事となるとされているので、早急に徴収すること。（法第38条）	就任承諾書や履歴書等が未徴収の役員から徴収した。
3	貴法人において、理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が公表されていない。理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられているので、ホームページを利用して公表すること。（法第59条の2第1項第2号）	本会ホームページへ「役員等の報酬等に関する規程」及び「評議員の報酬等に関する規程」を掲載し、公表した。
4	貴法人において、小規模多機能型居宅介護事業の施設の土地について国若しくは地方公共団体以外の者から賃借されているが、地上権又は賃借権の設定及び登記がなされていない。については、安定して事業を継続するため、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。（審査基準第2の1の(1)）	土地の名義が変更されていないので、地権者へ名義変更を促し、名義変更後、事業の存続に必要な期間の賃借権を設定し、登記する。

5	<p>貴法人経理規程第 31 条において、会計責任者は、拠点区分又はサービス区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月末日までに会長に提出しなければならないとされているが、ほとんどの月において、月次試算表の作成及び報告が遅延しているのを改善すること。なお、本件指摘については、前回も同様の指摘をしておき必ず改善すること。（貴法人経理規程第 31 条第 1 項）</p>	<p>所管課である総務企画課の職員を 1 名増員し、会計処理の迅速化を図る。また、煩雑な事務処理を軽減するため、拠点区分の見直しの検討を平成 31 年度中に行い、平成 32 年度から新しい拠点区分を適用する。</p>
---	--	--